

実験用・商用周波数帯を用いる 衛星の免許手続について



免許手続の流れ



予備免許を与える審査の内容

- **工事設計が技術基準に適合すること**

周波数の偏差、スプリアス発射強度等の適合性 等

- **周波数の割当てが可能であること**

周波数割当計画に合致しているかどうか、他の無線局に妨害を与えないかどうか 等

- **開設の根本的基準に合致すること**

適切な実験計画を持っているかどうか 等



人工衛星局等の特則

- 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止できるもの
- 電力束密度の制限
- 等価等方輻射電力の制限値



周波数の割当て可能性

- 周波数分配への適合
- 既存の無線局との共用



周波数分配への適合

- 周波数ごとに使用可能な無線通信の様相が規定

国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的
第一地域	第二地域	第三地域			
2200-2290 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 固定 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.392			2200-2290 J102	移動 J101 ----- 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	電気通信業務用 ----- 公共業務用 一般業務用

5.392 主管庁は、2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び他の宇宙から宇宙への発射に対して、制限を課すことがないように、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。



既存の無線局との共用

- 他の衛星通信網との共用

使用する周波数を分割

- 地上系無線局との共用

人工衛星局 PFD制限値

地球局 近くに無線局が存在するかどうか



開設の根本的基準への適合

- 免許人以外の者の使用に供するものでないこと
- 実験を遂行する適当な能力を持っていること
- 実験の目的及び内容が法令に違反せず、且つ公共の福祉を害しないものであること
- 実験の目的及び内容が電波科学若しくは技術の進歩発達又は科学知識の普及に貢献する合理的な見込みがあるものであること
- その実験の目的を達するため電波の発射を必要とし、且つ、合理的な実験の計画及びこれを実行するための適切な設備を持っていること
- その局を開設することが既設の無線局等の運用又は電波の監視に支障を与えないこと

無線従事者

- 無線局の運用には、適切な無線従事者の選任が必要

必要な資格

- 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士(2kWまで)又は第一級陸上特殊無線技士(500Wまで)



申請等窓口

- 全国の総合通信局

北海道総合通信局 (<http://www.hokkaido-bt.go.jp/>)

東北総合通信局 (<http://www.ttb.go.jp/>)

関東総合通信局 (<http://www.kanto-bt.go.jp/>)

北陸総合通信局 (<http://www.hokuriku-bt.go.jp/>)

信越総合通信局 (<http://www.shinetsu-bt.go.jp/>)

東海総合通信局 (<http://www.tokai-bt.soumu.go.jp/>)

近畿総合通信局 (<http://www.ktab.go.jp/>)

中国総合通信局 (<http://www.cbt.go.jp/>)

四国総合通信局 (<http://www.shikoku-bt.go.jp/>)

九州総合通信局 (<http://www.kbt.go.jp/>)

沖縄総合通信管理事務所 (<http://www.okinawa-bt.soumu.go.jp/>)